

財 政 第 108 号
平成 21 年 10 月 19 日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様
企 業 局 長 様
がんセンター局長 様

総 務 部 長

平成 22 年度当初予算編成要領（通知）

平成 21 年度の県税収入は、世界的な景気後退の影響を受け、平成 21 年 1 月以降の国内景気が、当初予算編成時の想定をこえて急速に悪化したことから、このまま景気の回復が見込まれない場合には、法人二税を中心として、当初予算額を 450 億円程度下回る見込みである。

また、雇用環境や景気動向は依然として厳しい状況が続いており、今後、県税等の更なる減収が危惧されており、「財政の中期見通し」ケース 2' を大きく上回る多額な財源不足が見込まれるほか、景気動向や年末の国の地方財政対策によっては、更に財源不足額が拡大する懸念があるなど、本県財政を取り巻く環境は、近年にない厳しいものになると想定される。

一方、全庁的な取組を通じて、健全財政の枠組みを堅持するとともに、県民に身近で必要な行政サービスの水準を確保していくことは勿論のこと、限られた財源を有効活用し、本県の未来の発展に繋げるため、「富国有徳の日本の理想郷—しずおか—」の創造に向けた重点施策を着実に推進していくことが求められる。

このため、平成 22 年度当初予算の編成に当たっては、徹底した歳出のスリム化に取り組み、補助金など長期継続事業の見直し、事業の重点化・効率化、業務の廃止や民間委託等の一層の活用を図るほか、「事業仕分け」結果の分析を踏まえた適切な予算計上、予算節減効果を評価する制度の導入を踏まえ、「予算を使い切る」意識の改革と節約の取組などを徹底して実行し、効率化の数値目標を確実に達成する必要がある。

併せて、未利用財産の売却、特定目的基金の有効活用、税収やその他財源の積極的な確保など、歳入の確保にも積極的に取り組むことが重要である。

予算調整案の提出に当たっては、このような点を十分認識するとともに、国の予算編成の動向にも留意した上で、的確に対応されるよう通知する。

記

第1 基本方針

1 健全財政の枠組みの堅持

(1) 財政の健全性の確保

ア 財政健全化目標（「経常収支比率を90%以下」「実質公債費比率を18%未満」「県債残高2兆円程度を上限」「将来負担比率を400%未満」）の下に、健全財政の枠組みを堅持する。

イ 今後の財政運営を勘案し、活用可能な基金を確保する。

(2) 予算の総額抑制を基本に歳出のスリム化、歳入確保を徹底

ア 効率化のための数値目標を設定し、徹底した歳出のスリム化への取組を実施

- ・補助金など長期間継続事業の見直し、事業の重点化・効率化、行政目的が既に達成された事業や必要性が低下した事業の廃止などスクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ・仕事のやり方の改善、業務の廃止、民間委託等の一層の活用
- ・「事業仕分け」結果の分析を踏まえた適切な予算計上
- ・予算節減効果を評価する制度の導入を踏まえた意識改革の徹底と取組の推進

イ 未利用財産の売却、特定目的基金の有効活用、利用可能な県債の確保、市町と協力した税収の確保等歳入確保の徹底

2 年間総合予算としての編成を徹底

(1) 年間所要額を精査し予算計上額を最適化

(2) 年間ベースでの予算編成を徹底

第2 予算調整案提出基準

1 義務的事業等

年間所要額（過去の2月補正、決算乖離等の状況を踏まえて、年間所要額を精査し、予算計上額の最適化を図ること。）

2 その他事業

(1) 効率化のための数値目標（△15%以上）を踏まえ、徹底した歳出のスリム化、歳入確保を行ったうえで、真に必要と認められる額
但し、部局調整案提出は、事業の見直し（廃止等）で7%以上、実質的な削減で5%以上とし、この基準を前提に、各部局長が調整した結果を提出すること。

(2) 「富国有徳の日本の理想郷ーしずおかー」の創造に向けた新規重点事業 所要額